

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 7 年 度 第 1 0 回 会 議 議 事 録

1 日 時

令和8年2月20日（金曜日） 午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所

京都市役所分庁舎4階 第3会議室（※委員はオンライン）

3 出 席 者

【委員】

牧会長、佐藤委員、志澤委員、新関委員、齒黒委員、東岡委員、柳沢委員

【事務局】

上原建築指導部長、藤村建築指導課長、門川建築相談・道路担当課長、佐藤建築審査課長、井川建築相談第一係長 他

【同意案件に関する処分庁】

小西道路第一係長、土橋道路第二係長、奥山企画基準係長

【参考人】

消防局予防部指導課

【傍聴人】

0名

4 議題

(1) 事務局からの報告事項

ア 前回会議の議事録の確認

イ 次回会議日程

日時：令和8年3月16日（月曜日）午後1時30分から

場所：京都市役所分庁舎4階 第3会議室（予定）

ウ 令和8年4月から9月の審査会日程について

(2) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可（バス停の上家：右京区1件）

イ 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（一戸建ての住宅：左京区2件、中京区1件、東山区1件、右京区1件）

(3) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（一戸建ての住宅：右京区1件）

(4) 事前相談

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（一戸建ての住宅：山科区1件）

5 公開・非公開の別

一部非公開（(1)～(3)を公開、(4)を非公開）

6 結果

(1) 事務局からの報告事項

ア 前回会議の議事録を確認した。

イ 次回会議は以下のとおり開催することとなった。

日時：令和8年3月16日（月曜日）午後1時30分から

場所：京都市役所分庁舎4階 第3会議室（予定）

ウ 令和8年4月から9月の審査会日程について

原則として第3金曜日に開催することとなった。

(2) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可（バス停の上家：右京区1件）

(ア) 報告の概要

処分庁から資料提示及び説明を受けた。

(イ) 報告の結果：了承

質問等：なし

イ 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（一戸建ての住宅：左京区2件、中京区1件、東山区1件、右京区1件）

(ア) 報告の概要

処分庁から資料提示及び説明を受けた。

(イ) 報告の結果：了承

質問等：

【報告第1023号】（中京区）

質疑なし

【報告第1024号】（左京区）

委員 協定書によって、同意不要としているということだが、具体的にはどのようなものか。制度上の位置づけがあるものなのか。

処分庁 通路に物を置かない等の適正な管理に係るもので、土地所有者の方々に締結されたもの。許可基準においては、「通路の所有者、住民相互で通路の維持管理等に関する協定等を締結し、協定書等の写しを提出した場合」に通路権利者の同意は要しないこととなっている。

委員 新しい所有者がもう一度協定を結びなおすのか。

処分庁 協定書そのものは更新しないが、新しい所有者に継承されることが規定されている。

【報告第1025号】(左京区)

質疑なし

【報告第1027号】(東山区)

質疑なし

【報告第1022号】(右京区)

質疑なし

(3) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可(一戸建ての住宅:右京区1件)

ア 審議の概要

処分庁から資料提示及び説明を受けた。

イ 審議の結果:同意

ウ 質問等:

委員 同意の範囲について、公図では11-12と11-13の所有者は、通路部分の所有者にあたると思うが、同意不要なのか。

処分庁 関係権利者にあたるが、昭和46年当時に立ち並びがあることを確認しているため、基準上省略できる。

委員 2ページに記載の法定相続人2人のそれぞれの持ち分の割合はわかるのか。

処分庁 持ち分の割合について決められていないという話を聞いている。

(4) 事前相談

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可(一戸建ての住宅:山科区1件)

ア 報告の概要

処分庁から資料提示及び説明を受け、質疑を行った。

京都市建築審査会
会長 牧 紀男